

大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

大分市長 佐藤 樹一郎

## 大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市中小企業振興基本条例(平成26年大分市条例第37号)の規定に基づき、中小企業者の海外販路の開拓を促進し、商品の輸出拡大による企業の経営拡大を図るため交付する大分市海外販路拡大サポート補助金(以下「補助金」という。)に関し、大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(次に掲げる中小企業者を除く。)をいう。

ア 一の大企業(中小企業以外の企業をいう。以下同じ。)が当該中小企業の発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上を単独で所有し、又は出資している者

イ 複数の大企業が当該中小企業の発行済株式の総数又は出資総額の3分の2

以上を所有し、又は出資している者

ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は従業員が兼務している者

(2) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設又は臨時のものその他その設置が恒常的でないものを除く。）をいう。

(3) 海外バイヤー 衣料品、食品等の商品を製造業者、卸売業者等から買い付け、海外の小売店に納入する者又は海外の消費者に直接販売する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 本市に事業所（個人にあつては、住所）を有すること。

(2) 本市の市税に滞納がないこと。

(3) 市内で継続して1年以上同一事業を営んでいること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者

ア 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

イ その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が海外販路の拡大を行うための事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合においては、同項の規定による補助対象経費の額から、それらの補助金等の額を減じて得た額を補助対象経費とする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市海外販路拡大サポート補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、事業を開始する日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要ないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 法人登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
- (3) 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）
- (4) 企業概要書
- (5) 決算報告書（申請者が法人である場合に限る。）

- (6) 市税完納証明書等
- (7) 誓約書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一年度内において、複数回することができる。ただし、当該年度において既に交付を受けた補助金の額の合計額が補助限度額に達している場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による申請は、初めて補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して10年度の間限り、行うことができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市海外販路拡大サポート補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(変更の申請等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市海外販路拡大サポート補助金事業変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する予算の変更のうち、補助対象経費の20パーセント以内の増減については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更を承認し、大分市海外販路拡大サポート補助金変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、大分市海外販路拡大サポート補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 支払を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市海外販路拡大サポート補助金額確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しよう

とするときは、大分市海外販路拡大サポート補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（書類の整備）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

（検査）

第14条 市長は、補助金の適正な交付及び執行を確保するため、補助事業の内容、事業実績等について検査をすることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月31日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	補助対象経費		補助金の額	補助限度額 (年額)
	内 容	費 目		
海外商 談会等 出展サ ポート	公的機関等が主催し、共催し、又は後援する海外で行われる商談会、展示会等への参加に要する経費	運搬費、光熱水費、印刷製本費、出展料（小間料）、小間装飾費及び備品借上料	初めて補助金の交付を受けた日の属する年度（以下「初年度」という。）から3年度までの間の申請に係るものにあつては補助対象経費の額に2分の1を、初年度から起算して4年度から6年度までの間の申請に係るものにあつては補助対象経費の額に3分の1を、初年度から起算して7年度から10年度までの間の申請に係るものにあつては補助対象経費の額に4分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	30万円
渡航費 サポート	公的機関等が主催し、共催し、若しくは後援する海外で行われる商談会、展示会等又は経済訪問団への参加に要する経費	宿泊費及び交通費（パスポート、ビザ等の取得に係る経費及び旅行損害保険料を除く。）		10万円
通訳・翻 訳サポ ート	海外への販路拡大を図る際に必要なカタログ、パンフレット、契約書等の作成に要する経費	通訳又は翻訳に係る謝礼及び委託費（通訳の交通費を含む。）		10万円
海外展 開市場 調査サ ポート	海外展開に必要な市場調査等、専門家への相談及び留学生等を活用したモニター会の実施に要する経費	調査に係る謝礼、消耗品費、会場借上料及び委託費		20万円
バイヤ ー招へ いサポ ート	海外バイヤーの招へいに要する経費	宿泊費及び交通費（パスポート、ビザ等の取得に係る経費及び旅行損害保険料を除く。）		10万円
海外向 けホー ムペー ジ作成 サポ ート	言語、デザイン等の海外向けホームページの作成に要する経費	委託費及び翻訳費		30万円
越境E C出店	新たに越境ECに出店し、又は越境EC	サービスの導入費及びシステムの構築費		80万円



サポート	の構築に要する経費	並びにこれらに係るコンテンツの制作費、翻訳費、プロモーション制作費並びに越境ECの使用料		
海外向けパッケージデザイン作成サポート	海外で販売するためのパッケージデザインの変更に関する経費	デザイン企画開発費、デザイン購入費及び謝礼		30万円
海外知的財産申請サポート	外国特許庁等に申請しようとする時点において既に日本国特許庁に申請している出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第2条に規定する国際出願を含む。）であって、同一内容の出願を当該外国特許庁等へ申請するために要する経費	出願料、国内・現地代理人費用及び翻訳費用		50万円
契約書作成相談サポート	契約書の作成に係る弁護士等に対する相談等に要する経費	委託費及び相談料		30万円

#### 備考

- 1 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費として明確に区分でき、かつ、その金額が確認できるものに限る。
- 2 バイヤー招へいサポートにあっては、海外商談会等出展サポート又は渡航費サポートを利用した事業に伴うものに限る。
- 3 越境ECとは、日本国内に居住し、若しくは日本国内で事業を営んでいる個人事業主又は日本国内に本社を置き、若しくは日本国内で事業を営んでいる企業等と日本国外に居住している消費者（販売事業者を含む。）との電子商取引をいう。
- 4 越境EC出店サポートに係る申請者は、サービスの導入費及びシステムの構

築費の申請をすることを条件とする。

5 越境ECの出店にあつては、出店初期費用を必ず含むものであること。

6 越境ECの使用料は、6月分に相当する額を限度とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱の規定は、平成29年4月

1日以後の申請に係る補助金について適用する。

3 この要綱の施行の際廃止前の大分市越境EC出店サポート補助金交付要綱(平成

29年4月1日施行)第8条第1項に規定する補助事業者は、第8条第1項に規定

する補助事業者とみなす。

大分市海外販路拡大サポート補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者 住 所  
氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の役職・氏名 〕

大分市海外販路拡大サポート補助金の交付を受けたいので、大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額： \_\_\_\_\_ 千円  
(内訳)

経費区分	経費	補助金交付希望額
	円	千円
	円	千円
	円	千円
	円	千円
	円	千円
合計		千円

2 補助対象事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 法人登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
- (3) 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）
- (4) 企業概要書
- (5) 決算報告書（申請者が法人である場合に限る。）
- (6) 市税完納証明書等
- (7) 誓約書
- (8) その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

大分市海外販路拡大サポート補助金交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付で申請のあった大分市海外販路拡大サポート補助金については、交付することを決定したので、大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算の変更を行う場合は、事業変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書を市長に提出し、その指示を受けること。

大分市海外販路拡大サポート補助金事業変更承認申請書

大分市長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の役職・氏名 〕

補助事業の内容を変更したいので、大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

《変更前》

- 1 交付決定額： \_\_\_\_\_ 千円
- 2 補助事業完了予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

《変更後》

- 1 交付を受けようとする補助金の額： \_\_\_\_\_ 千円  
(内訳)

経費区分	経費	補助金交付希望額
	円	千円
	円	千円
	円	千円
	円	千円
	円	千円
合計		千円

- 2 補助事業完了予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

- 3 添付書類  
変更内容を確認することができる書類

第 号  
年 月 日

大分市海外販路拡大サポート補助金変更承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった補助事業の内容の変更について、その変更を承認したので、大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 変更後の交付決定額 円
- 2 交付の条件
  - (1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算の変更を行う場合は、事業変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書を市長に提出し、その指示を受けること。

年 月 日

大分市海外販路拡大サポート補助金実績報告書

大分市長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の役職・氏名 〕

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた大分市海外販路拡大サポート補助金について、その事業を完了したので、大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 交付決定額 円
- 2 補助事業の実施期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 添付書類
  - (1) 事業実績書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 支払を証する書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

大分市海外販路拡大サポート補助金額確定通知書

殿

大分市長



大分市海外販路拡大サポート補助金について、その額を確定したので、大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 決定年月日及び決定通知書番号 年 月 日  
第 号
- 2 補助金の交付確定額 円



年 月 日

大分市海外販路拡大サポート補助金交付請求書

大分市長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の役職・氏名 〕

年 月 日付け 第 号で確定通知のあつた大分市海外販路  
拡大サポート補助金について、大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱第11条  
の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	種類	普通 当座
	口座番号	
	口座名義	(フリガナ) .....